

「名張市スポーツ振興計画」

中期目標以降の計画見直しについて

答 申 書

平成 21 年 3 月

名張市スポーツ振興審議会

スポーツ振興計画の見直し答申にあたって

名張市スポーツ振興審議会
会長 中 森 博 文

平成 16 年 9 月に策定されたスポーツ振興計画は、名張市の体育施策推進の方向を示すバイブル的存在です。しかし、策定からわずか 5 年足らずの間の社会情勢の激変とともに、そのバイブルに示された「施策の方向性」の目標を期間内で達成することはおろか、かかっていることすら否定せざるを得ない環境となってまいりました。このような中、「中期目標以降の計画見直し」が今回私どもの審議会へ諮問されました。

ご周知のような名張市の財政状況でありますことから、その意図されるところが明白に委員間に伝わりと同時に、与えられました諮問事項の重大さに責任の重さを痛感いたしました次第であります。

このようなことから、答申に際しては、市の「中期財政見通し」を尊重することを前提に、トータルマネジメントの重要性を認識した事業実施を行うことを課題として、そして目標としてかかげさせていただきました。

スポーツ振興計画が当初から求めてきた基本的施策に変わりはありません。市民の誰もが「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる機会を多く持つことができる環境を整えていかなければなりません。

「福祉の理想郷」を目指す名張市が生涯現役社会を構築するため、健康づくりの推進を啓発する福祉施策と歩調をともにする「生涯スポーツ社会の実現」にむけた政策の展開にご期待を申し上げます。

平成 21 年 3 月 26 日

答 申 書 記 載 事 項 の 説 明

1. 答申書の内容について

今回の審議会では、現スポーツ振興計画の「 基本的施策」の内《主な施策の方向性》について、掲載されている項目ごとに見直し案の検討を行い、意見とともに提案を申し上げております。これをまとめた本冊子をもって、諮問回答として答申させていただきました。

2. 名張市のスポーツ振興事業を取巻く現状と課題について

これは、審議の中で各委員の共通認識として必要となるため検証をさせていただいたものです。

市民スポーツの現状については、前期目標分（平成 16 年～19 年）の検証・評価を市のスポーツ事情に通じた委員（小委員会）の評価と担当職員からの聴き取りにより委員なりの視点で把握し、重要と考える事項についてのみ掲載し、課題と意見を沿えて文章化しております。

3. 「中期目標」、「後期目標」の見直し案について

当初目標と対比できる表を作成し、項目ごとに見直し案を記載しました。基本的には現計画を尊重しております。このため、策定時からの年数経過とともに現実的に実施の可能性が少ない事業については、実施手法の見直しや表現方法の変更により、できる限り廃止・削除しない方向で検討継続の期待を込めて残させていただいております。また、新規事業として委員提案させていただいた事業も掲載しております。

なお、《主な施策の方向性》の前期分目標の実施結果については、「 」「 」「 」「 ×」などの判定を小委員会委員なりに評価いたしましたので、答申資料としてこの一覧表に盛り込んでおります。

4. 計画実施における懸案事項に対する提言について

- ・老朽化が進む体育施設の整備充実について
- ・競技スポーツ推進、競技力の向上について
- ・生涯スポーツ社会の実現に向けて

以上の三点については、今後、施策展開を行ううえにおいて大変重要なことであると考えましたので、「『中期目標』以降の懸案事業に対する提言」として答申いたしました。

名張市のスポーツ振興事業を取巻く現状と課題

1 体育施設の整備拡充について

(1) 老朽化が進む体育施設

名張中央公園を拠点とした総合体育館をはじめとする体育施設は、竣工から30年以上を経過して大規模な改修が必要となっている施設も少なくない。小規模な改修や利用者の安全を確保するための最低限の修繕実績は資料「社会体育施設の概要」のとおりである。

中央公園内における主要施設の現状は次のとおりである。

- ・ 市民プールは、既に耐用年数が経過しており、漏水が見られることから引続き使用できる状態にない。このため大規模な修繕工事を必要としている。この施設は、市民の娯楽施設としての位置づけもあり、整備に対するニーズは高い。しかし、現在のプールは、他の施設に比べ管理リスクが大きく、管理コストがかかることや開場期間が短いことから経営効率が非常に悪い。修繕あたっては、財政負担が大きいため、この際、多様な整備手法をじっくりと議論し、魅力あるプールの開場に向け、抜本的な整備検討を必要とする施設である。
- ・ 陸上競技場は、競技施設としての維持管理を必要としているが、老朽化が進んでいるため、選手の競技力の向上を目標としたトレーニングを行うことや県大会以上の大会が誘致できない状態となっている。4種公認競技場認定の申請を見送った平成15年度以降、トレーニングを主体とする利用者やフィールド内の多目的利用者が安全に使用できる環境を保つための管理にシフトしている。
- ・ 総合体育館は、天井面や壁面・内装のはがれ、給排水設備やシャワー施設、更衣室など付帯設備の老朽化など、躯体そのものに関わる大規模な修繕を必要としている。
- ・ テニスコートは、アスファルト系コート面の亀裂が著しい。はがれやしつこい水垢が目立ち、安全面の確保に対してのリスクが大きい。
- ・ 野球場は、内野の排水機能と土の配合レベルの低下による根本的な改善が必要である。また、バックスクリーンやフェンスなどの全面的な塗装工事、一部フェンスへの安全ラバー設置など安全管理上の問題箇所が多い。

(2) スポーツ施設の整備要望

現振興計画の基礎資料となった「スポーツに関する市民意識調査(20歳以上)」の結果において「スポーツを行いたいときに問題となること」のトップは「スポーツをする時間的余裕がない」で42.5%、次に「スポーツをする施設・場所がない」の36.6%となっている。

また、「整備してほしい施設」は「温水プール(68.8%)」、「多目的グラウンド(44.8%)」、「体育館(31.4%)」が群を抜く。

いずれも大規模改修を必要としている老朽化施設に一致している。

(3) 施策目標見直しの必要性

こうした施設の年次的な整備充実は、現振興計画に掲載されているところであるが、施策の厳しい選択と積極的な財源確保を柱とし収支見通しに対する方策を明らかにした市の「中期財政見通し」(見通しの期間：平成 21 年度～25 年度までの 5 ヶ年)を尊重する中であっては振興計画中期以降の施策目標は見直さざるを得ない現状にある。

2 地域スポーツ、生涯スポーツの推進

(1) 健康づくりと生涯スポーツの関係

生涯現役社会において健康づくりは、豊かで充実した生活や人生をおくるための重要な取り組みのひとつである。特に今日では運動不足や過剰な栄養、ストレスなどが誘因となる生活習慣病が健康をおびやかす最大の要因とも言われ、運動やスポーツを積極的に取り入れて健康的なライフスタイルを確立する努力が求められている。市民一人ひとりが自身の健康状態に対する意識を高め、健康の維持増進への取り組みが行える環境づくりをスポーツ振興施策、健康福祉施策の両面で関連づけながら展開しているところである。

(2) 総合型地域スポーツクラブの現状評価と役割

生涯スポーツの推奨と地域スポーツの普及を目的として平成 17 年 3 月に設立された「なばり総合型地域スポーツクラブ」が果たすべき役割は、市民の誰もが「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しめる環境づくりを行うことである。

設立以降 3 ヶ年間の普及の成果を入会会員数で見ると、2009 年度目標値 1,000 人は 06 年度に一旦クリアをしたが、07 年度に 866 人まで減少、08 年 12 月 31 日現在 1,140 人に至っている。設立当初からクラブ育成のため、政策として体育施設の管理業務受託を財源とした運営を図ってきたが、管理業務による収入に頼ることなくスポーツ振興に関わる自主事業による収益でクラブ運営を行っていくためには、こうした会員獲得に対する経営努力を継続するとともに、魅力ある企画を提供していくことが望まれる。

また、市内各地区においてスポーツ活動を普及するためには、一般的に総合型地域スポーツクラブの場合、中学校区単位程度の区域での組織づくりを目標として活動を始め、その集合体を中央に設置しているのが通例であるが、同クラブでは、活動の中心が中央ブロックにとどまり各地区における組織づくりが遅れているのが現状だ。市のスポーツ施策を展開していくうえにおいて、多くの市民が気軽にスポーツに親しめる機会の提供やスポーツに対する関心を喚起するためには、同クラブの役割が今後益々重要となってくるものと思われる。

(3) 体育指導委員の役割

もうひとつ地域スポーツの振興のために欠かせないのが体育指導委員の存在である。その人材登用にあたっては地区や職域などから熱意を持った委員を推薦いただき、現在 30 名の方々に委嘱しているところである。

これら指導委員により指導委員協議会が構成され、主催行事や他団体との協働に

よる市民向けイベントが開催されており、その知名度を高めることで指導機会を増加させている。また、指導者研修会も企画されており、委員としての資質の向上にも努められている。

今後は、地区住民と接する機会が設けやすい立場にある指導委員協議会の利点を活かし、なばり総合型地域スポーツクラブとの協力体制を確立することで相互の課題が克服され、一層指導力を発揮していただけるものと期待している。

3 スポーツ関係団体の自立と協調が必要となる今後の展望について

(1) 組織統合によるスポーツ振興室の現場管理・指導体制について

市の組織機構の見直しにより、平成 21 年度からスポーツ振興室は生涯学習室に統合される予定で、現場における施設管理や体育指導における職員配置の体制を変更することになる。このため、これまで市が直営で行ってきたスポーツプログラムの一部は、外部委託に頼らざるを得ない状況となる。

(2) スポーツプログラム事業の受託によるスポーツ関係団体の運営

スポーツ振興室の組織統合により、スポーツ関連団体の自主自立が不可欠となる。とりわけ、スポーツ振興室が人的な支援により事務局運営の一端を担っている団体については、平成 20 年度当初から自主運営への移行体制を執るよう努力いただいているところである。

また、市の運営補助金廃止の方針が決定しているため、諸団体はこれに変わる財源確保としてこれまで市と協働して行ってきたスポーツプログラムの一部を受託するなどして、実態のある事業の実施による財源の確保を行い、団体の運営を支えていかなければいけないことになる。

(3) なばり総合型地域スポーツクラブとスポーツ関連団体との協調体制の確立

同クラブの運営を維持していくためには、財源が確保できる事業を企画し実施する能力を身に付けていかなければならない。

限られたスタッフの中ではこれを実践することが困難なことから、自らのスポーツプログラムや市の受託業務を展開する上においては、企画段階から他のスポーツ関連団体もつノウハウを利用しその団体と協調しながら進めていく手法を取り入れることが望ましいと考える。このことにより、指導者の技術的レベルが高まり、そのプログラムは一層魅力あるものとなり、利用者の満足感がクラブ収益にも結びつく。

また、この協調は協調する団体にとっても市からの受託業務として認められるものとして事業化をはかるのであれば、団体運営の支えともなりえる。種目別スポーツの普及にとどまるだけでなく、競技スポーツの向上に繋がる事業としても期待ができると思う。

4 スポーツ関連事業に対する財源確保の課題

体育施設の整備やスポーツ関連事業への支援に対する財源をどのようにして確保

していくのか、そのうえで必要性、緊急性が高い事業を優先して実施していけるような年次の目標を掲げることが急務である。

今後は、トータルマネージメントの重要性を認識して事業運営を行うべきである。

例)

- ・ 老朽化が進む施設においては、指定管理者制度による施設管理により利用料金制を採用することが適正なのかどうか、従来どおり使用料収入を市が得て技術力の高い管理会社へ一般競争入札により業務委託すべきではないのかなど、次回の指定管理協定更新時までには施設管理業務における実施結果の検証を行う。
- ・ それぞれの施設で設定している施設使用料金は適正なのか、減免規定の適用の見直しを必要とするものがあるのではないか。
- ・ 使用料を予算充当する事業を特定化・明確化して、これを施設整備に還元していくことの理解を利用者に求め、使用料の増額負担をお願いする。
- ・ 施設に対する命名権の設定を承認する。
- ・ フェンス、壁への広告掲載を許可する。
- ・ 公園内空きスペースでの営業許可、貸店舗使用料の見直しなど、財源確保ができるものは施設利用規定を緩和する など

5 スポーツリーダーバンク制度の普及

青少年に対する適正な指導をはじめとし、競技スポーツの推進に欠かせないスポーツ指導者協議会の機能が十分果たされていない現状である。また、スポーツリーダーバンクについては、告知不足により利用が伸び悩んでいる状況にあり、これらに対する対応が行えていない。

今後は、なばり総合型地域スポーツクラブやスポーツ関連団体の事業取組みを中心に利用を浸透させ、定着化させることにより、それら団体から利用促進のための発信に結びつけることが日常的となるような仕組みを確立したい。

スポーツ振興計画の進捗状況（スポーツ振興計画「基本的施策」P19～P28）

1. スポーツに親しむ環境づくり

(1) スポーツ活動推進体制の整備充実

《主な施策の方向性》

期	前期（H16年度～H19年度）		中期（H20年度～H23年度）		後期（H24年度～H27年度）	
	目 標	実施結果	目 標	見直し案	目 標	見直し案
目 標	-		・スポーツ振興基金の創設検討	（後期へ）	・スポーツ振興基金の創設	・スポーツ振興基金の創設検討
	-		・スポーツ健康都市宣言	・スポーツ健康都市宣言の検討 （実態が伴う計画を検討）	-	・スポーツ健康都市宣言 H26年（市制60周年）
	・体育施設の民間委託		-		-	
	・スポーツNPOの認証支援		-		-	
	・総合型地域スポーツクラブ創設支援 ・モデル地区指定の実施		・総合型地域スポーツクラブの拡充とクラブハウスの整備促進	・総合型地域スポーツクラブと市民スポーツの連携（内容の充実）	・総合型地域スポーツクラブの拡充とクラブハウスの整備促進	・総合型地域スポーツクラブと市民スポーツの連携強化（拡大、拡充）
・インターネット活用による情報の提供		・インターネット活用による情報の提供	・インターネット活用による双方向性をもった情報提供の充実	・インターネット活用による情報の提供	・インターネット活用による双方向性をもった情報提供の充実	

(2) スポーツ活動の機会提供

《主な施策の方向性》

期	前期（H16年度～H19年度）		中期（H20年度～H23年度）		後期（H24年度～H27年度）	
	目 標	実施結果	目 標	見直し案	目 標	見直し案
目 標	・主催スポーツ教室の精査検討		・主催スポーツ教室の充実と定着化		・主催スポーツ教室の充実と定着化	
	・ニュースポーツの導入		・ニュースポーツの啓蒙奨励	・ニュースポーツの啓発、普及	・ニュースポーツの活性化	
	・ウォーキングコースマップの作成		・ウォーキングコースマップの活用	・ウォーキングコースマップの活用への工夫（イベント開催など）	・ウォーキングコースマップの活用	・ウォーキングコースマップの活用とコースの拡大
	・総合型地域スポーツクラブの大会等への参入検討		・総合型地域スポーツクラブの大会等への参入・協力・連携	・市と総合型地域スポーツクラブとの連携	・総合型地域スポーツクラブの大会等への参入・協力・連携	・市と総合型地域スポーツクラブとの連携の充実
	・体育・健康フェスタの拡充		・体育・健康フェスタの拡充	・体育・健康フェスタの継続に向けての再検討	・体育・健康フェスタの拡充	・体育・健康フェスタの充実
	・実業団リーグ等の誘致		・実業団リーグ等の誘致	・トップレベルのスポーツゲームを観る機会の提供	・実業団リーグ等の誘致	・トップレベルのスポーツゲームを観る機会の提供
	・企業スポーツ連絡会結成への検討	x	・企業スポーツ連絡会の設立準備	・スポーツ活動を通じ地元企業との連携を図る（企業側への関心喚起の働きかけ）	・企業スポーツ連絡会の設立	・スポーツ活動を通じ地元企業との連携を図る
				（新規）・ジョギングコースマップの検討 （新規）・シルバースポーツの普及	（新規） （新規）	・ジョギングコースマップの作成 ・シルバースポーツの普及

(3) 指導者の養成・確保

《主な施策の方向性》

期	前期（H16年度～H19年度）		中期（H20年度～H23年度）		後期（H24年度～H27年度）	
	目 標	実施結果	目 標	見直し案	目 標	見直し案
目 標	・スポーツ指導者の発掘と養成		・スポーツ指導者の発掘と養成		・スポーツ指導者の発掘と養成	
	・スポーツ指導者協議会の拡充		・スポーツ指導者協議会の拡充	・スポーツ指導者協議会及びスポーツリーダーバンクのあり方の見直し	・スポーツ指導者協議会の拡充	
	・スポーツリーダーバンクの整備充実と効果的活用		・スポーツリーダーバンクの整備充実と効果的活用		・スポーツリーダーバンクの整備充実と効果的活用	・スポーツリーダーバンクの活用
	・スポーツ医科学講習会などの研修事業の充実		・スポーツ医科学講習会などの研修事業の充実		・スポーツ医科学講習会などの研修事業の充実	
	・体育指導委員の充実と公募の検討		・体育指導委員の公募	・体育指導委員の充実のための検討（人数・地域指導員の増強など）	・体育指導委員の公募	・体育指導委員の充実
			（新規）・シルバースポーツ指導者の養成	（新規）	・シルバースポーツ指導者の養成	

(4) 体育施設の整備充実
《主な施策の方向性》

期	前期 (H16年度～H19年度)		中期 (H20年度～H23年度)		後期 (H24年度～H27年度)	
	目 標	実施結果	目 標	見直し案	目 標	見直し案
目 標	-		・宿泊研修施設の整備検討	・宿泊研修施設の整備検討 (小規模小学校の廃校利用)	・宿泊研修施設の整備	・宿泊研修施設の整備促進
	・ウォーキングコースなどの実施設計の作成	×	・ウォーキングコースなどの整備	・ウォーキングコースなどの実施設計の作成	・ウォーキングコース周辺環境整備促進	・ウォーキングコースなどの整備
	・シルバースポーツ大学の誘致準備	方針変更	・シルバースポーツ大学の誘致	(削除)	-	
	・学校にクラブハウス等の整備充実		・学校にクラブハウス等の整備充実	(削除)	・学校にクラブハウス等の整備充実	(削除)
	・多目的広場予定調査	×	・多目的広場の整備	・多目的広場の整備の調査・検討	・多目的広場の付帯設備充実	・多目的広場の整備
	・市民プールの改良・整備検討		・市民プールの改良・整備	・市民プールの抜本的整備の検討		・市民プールの整備

2. 競技スポーツの推進

(1) 競技力向上体制の整備
《主な施策の方向性》

期	前期 (H16年度～H19年度)		中期 (H20年度～H23年度)		後期 (H24年度～H27年度)	
	目 標	実施結果	目 標	見直し案	目 標	見直し案
目 標	・小・中・高の一貫指導の徹底		・小・中・高の一貫指導の徹底	・小・中・高の一貫指導の推進	・小・中・高の一貫指導の徹底	・小・中・高の一貫指導の推進
	・市民総合体育大会等の充実		・市民総合体育大会等の充実		・市民総合体育大会等の充実	
	・全国規模の高レベルの大会の誘致		・全国規模の高レベルの大会の誘致		・全国規模の高レベルの大会の誘致	
	・優秀選手表彰制度の充実		・優秀選手表彰制度の充実		・優秀選手表彰制度の充実	

(2) 指導者の養成
《主な施策の方向性》

期	前期 (H16年度～H19年度)		中期 (H20年度～H23年度)		後期 (H24年度～H27年度)	
	目 標	実施結果	目 標	見直し案	目 標	見直し案
目 標	・スポーツリーダーバンクの見直し		・スポーツリーダーバンクの充実	・スポーツリーダーバンクの再見直し	・スポーツリーダーバンクの充実	・スポーツリーダーバンクの活用
	・公認指導者の養成		・公認指導者の養成	・公認指導者の養成機会の提供	・公認指導者の養成	・公認指導者の養成支援
	・競技大会への派遣助成の充実		・競技大会への派遣助成の充実	・競技大会への派遣助成の見直し	・競技大会への派遣助成の充実	・競技大会への派遣助成

第2回小委員会

(3) 競技施設の完備
《主な施策の方向性》

第3回小委員会

期	前期 (H16年度～H19年度)		中期 (H20年度～H23年度)		後期 (H24年度～H27年度)	
	目 標	実施結果	目 標	見直し案	目 標	見直し案
目 標	・武道館の建設		-		-	
	-		-	・総合体育館の改修検討(耐震化を含む)	・総合体育館の改修	
	-		・市民野球場の改修	(後期へ)	-	・市民野球場の改修検討
	・市民陸上競技場の改修	×	-	・市民陸上競技場の改修検討	-	・市民陸上競技場の改修・整備
	・アーチェリー場の整備検討		・アーチェリー場の整備	・アーチェリー場の整備検討	-	・アーチェリー場の整備
	・市民テニスコートの改修		・市民テニスコートの改修	・市民テニスコートの改修	-	・市民テニスコートの改修
			・相撲場の整備検討	(削除 その他スポーツ施設整備検討とする)	・相撲場の整備	(削除)
				(新規) ・その他スポーツ施設の整備検討		・その他スポーツ施設の整備検討
			(新規) ・整備計画の策定 (管理手法、財源確保案等を含む)	(新規)	・実施計画の樹立	

3. 学校体育・スポーツの充実

(1) 学校関係体育団体との連携支援

《主な施策の方向性》

	前期 (H16年度～H19年度)		中期 (H20年度～H23年度)		後期 (H24年度～H27年度)	
	目 標	実施結果	目 標	見直し案	目 標	見直し案
目 標	・学校関係体育団体の運営費助成、連携の強化		・学校関係体育団体の運営費助成、連携の強化		・学校関係体育団体の運営費助成、連携の強化	
	・小・中学校等各種大会開催支援		・小・中学校等各種大会開催支援		・小・中学校等各種大会開催支援	
	・全国大会への選手派遣費に対する助成		・全国大会への選手派遣費に対する助成		・全国大会への選手派遣費に対する助成	

(2) 体力向上の推進

《主な施策の方向性》

期	前期 (H16年度～H19年度)		中期 (H20年度～H23年度)		後期 (H24年度～H27年度)	
	目 標	実施結果	目 標	見直し案	目 標	見直し案
目 標	・体力・運動能力テストの実施と活用		・体力・運動能力テストの実施と活用		・体力・運動能力テストの実施と活用	
	・児童生徒がスポーツに親しめるような体育授業の充実		・児童生徒がスポーツに親しめるような体育授業の充実		・児童生徒がスポーツに親しめるような体育授業の充実	
	・体育授業の充実のための小・中学校の体育研究		・体育授業の充実のための小・中学校の体育研究	・保健体育授業の充実のための小・中学校の体育研究	・体育授業の充実のための小・中学校の体育研究	・保健体育授業の充実のための小・中学校の体育研究
			(新規) ・保健体育指導体制の充実		(新規) ・保健体育指導体制の充実	

(3) 運動部活動の支援

《主な施策の方向性》

期	前期 (H16年度～H19年度)		中期 (H20年度～H23年度)		後期 (H24年度～H27年度)	
	目 標	実施結果	目 標	見直し案	目 標	見直し案
目 標	・三重県等が開催する講習会等への参加促進		・三重県等が開催する講習会等への参加促進		・三重県等が開催する講習会等への参加促進	
	・生徒の自主性による運動部活動の活性化		・生徒の自主性による運動部活動の活性化		・生徒の自主性による運動部活動の活性化	
	・休養日の設定によるゆとりある活動の推進		・休養日の設定によるゆとりある活動の推進	(削除)	・休養日の設定によるゆとりある活動の推進	(削除)
	・総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団との交流促進		・総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団との交流促進	・総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、種目団体との連携や交流促進	・総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団との交流促進	・総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、種目団体との連携や交流促進

凡例

実施結果	達成できた
	概ね達成できた
	進行中、一部達成
x	達成できなかった
目 標	- 現計画に設定なし
見直し案	目標どおり(見直しなし)

「中期目標」以降の懸案事業に対する提言

1. 老朽化が進む体育施設の整備充実について

体育施設の整備は、前期目標の設定時から長引く財政事情の厳しさの中で「いきいき」の建設を除けば、通年の維持管理経費の縮小努力に加えて、最低限の投資による修繕にとどめられてきた状況を理解するところであります。

中期目標以降における体育施設の整備については、引続き大規模な改修・整備の要望がある施設であっても財源見通しが立たない場合には、良好なプレー環境を維持していくことにとどめるという判断が必要であるということに変わりはないと考えます。

このような状況にありましても、見直されるスポーツ振興計画では、老朽化してくる施設はいつかの時点では整備しなければいけないという使命感があることや、利用促進のためには整備が欠かせないということを認識いただき、設置者としての責任が果たされることを表現されますよう希望いたします。

なお、中期以降の計画実施においては、一般財源に頼るだけでなく、施設の命名権の設定や広告看板の掲出許可、商業目的の施設利用条件の緩和などを取り入れた施設利用料金の見直しをはかり、積極的な新規財源の確保に努められ、これらを特定財源化し施設整備事業に充てていくなど、経営者感覚を持って課題の克服に努力されることを提言いたします。

2. 競技スポーツの推進、競技力の向上について

子どもたちの競技力の向上のみならず人格形成にもスポーツが果たす役割は大きいと考えます。そのためにもジュニア期からの一貫した指導が必要です。しかし、発育や発達段階に応じた適正な指導をはじめ、競技スポーツの推進に欠かせない指導者の派遣などを目的としたスポーツ指導者協議会やスポーツリーダーバンクの機能が十分果たされていないと思われまます。告知不足により利用が伸び悩んでいる状況でもあり、対応が望まれます。なにより総合型地域スポーツクラブや体育協会などスポーツ関連団体の事業取組みにおいて利用を浸透させ、指導者養成をはかることでその裾野を広げ、それら団体から利用促進のための働きかけが行えるような仕組みも必要ではないかと考えます。

また、競技者の育成にあたっては、利用施設が整備されていることとの深い関わりが指摘されています。厳しい財政事情の中でこの子どもたちのために施設整備を実施していくにあたっては、何ができるのか、どのような

工夫をすれば対応できるのかということを考えていかなければなりません。例えば、民間のスポーツクラブや企業、地域の方々などに対して、子どもたちの競技力向上という共通の意識と関心を喚起しながら、施設の利用協力を求めるなど間接的な応援をしていただくことも必要ではないでしょうか。加えて、子どもたちにスポーツの喜びと感動を与えることが、競技人口の底辺拡大とともに競技力の向上にも効果的とされていることから、全日本級以上のスポーツ大会の誘致や有名選手との交流などが、企業や経済関係団体などによる企画や参画で開催されるよう望みます。市民あげて様々な形でのスポーツによる地域貢献が可能となるような環境づくりを市に期待いたしております。

3. 生涯スポーツ社会の実現に向けて

生涯現役社会を構築するうえで健康づくりを推進することとあいまって生涯スポーツ社会の実現がますます近いものになりつつあるように感じます。年齢層を問わず多くの市民にスポーツを親しんでもらえる機会を提供されますよう、そのことを福祉施策とともに政策的に展開されますことを期待いたします。

生涯スポーツのコンセプトともなっている「いつでも、だれでも、いつまでも」を实践するうえにおいては、その主軸となるべき総合型地域スポーツクラブと市やスポーツ関係団体がこれまで以上の連携のもと、協働体制で臨まれることが必要であると感じています。

こうした取組みの成果を見極めながら、節目となる市制60周年(2014年)を目標に「スポーツ健康都市宣言」が制定できるにふさわしい生涯スポーツ社会を名張市は築いていかなければならないと考えます。

名張市スポーツ振興審議会 開催経過

今回の審議会開催経過を次に示します。

なお、現在のスポーツ振興計画は、平成 16 年 9 月に策定されたものです。

開催日	審議内容
2008 年 8 月 5 日	<p>第 1 回 審議会全体会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問事項の説明を受ける ・ 審議会会長、副会長を選出 ・ 市がスポーツ環境の現状と前期目標の達成状況を説明 ・ 計画見直しの方法を協議 ・ スポーツ事情に精通した委員による小委員会を設置する ・ 答申までのスケジュールを作成
8 月 26 日	<p>第 1 回 小委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長の選出 ・ 答申事項の要点と小委員会での審議内容を確認 ・ 小委員会審議スケジュールを決定 ・ スポーツ振興事業の現状と課題が委員の共通認識となるよう 検証と評価を行なう
10 月 8 日	<p>第 2 回 小委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画書「 基本的施策」《主な施策の方向性》を一項目ずつ 検証し、意見を出し合いながら中期目標以降の見直しを審議 ・ 現状把握結果、同表による見直し案、見直し審議で出された 意見を提言としてまとめあげ、審議会全体会での協議に臨む ことを確認
11 月 18 日	<p>第 3 回 小委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標以降の見直し審議を継続 ・ 提言のまとめ ・ 答申書への記載内容を確認 <p>* 審議会全体会の開催までに、小委員会の審議結果をまとめたものを全委員へ郵送し、意見を集約、反映させたくて全体会に提案することで、会議の効率化を図ることとする。</p>

開催日	審議内容
2009年 1月15日	第2回 審議会全体会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小委員会からの審議内容の報告 ・ 報告提案に対する質疑 ・ 意見を踏まえた答申書を次回までに郵送し、次回を最終審議とする。 ・ 次回審議会と答申書提出スケジュールを確認
3月3日	第3回審議会全体会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 答申書（案）の最終確認 ・ 答申書提出について
3月26日	答申書提出

名張市スポーツ振興審議会 小委員会が出された意見（まとめ）

小委員会委員：叶委員、川合委員、北森委員、中森委員、橋岡委員、山本委員 6名

第1回小委員会

日時：平成20年8月26日（火）午後7時～9時10分 場所：名張市役所2階庁議室

中・後期の主な施策の方向性を見直し作業に入る前に「名張市のスポーツ振興事業を取巻く現状と課題」についての検証

- ・ 名張市の中期財政見通しを踏まえた上での見直しとなることを確認する。
- ・ スポーツ振興室の生涯学習室への統合＝事業も縮小ではない。総合型はスポーツ振興室が体育館から引き上げるにあたり、スポーツプログラム事業も担い本来業務を行うべきと考える。
- ・ 施設現場からスポーツ振興室が引き上げるにあたって、総合型はスポーツプログラムの受け皿となり活動していくことで再生は可能であると考え。
- ・ 体協やレク協の事務局もスポーツ振興室となっているが、今後はこれらも総合型で担っていくことで、指導者確保も容易になると考える。
- ・ スポーツする場所がないというのは身近にないという意味だと思うが、今の市民ニーズは、キレイな場所に集まる。施設の老朽化が総合型離れにも繋がっているものと考え。
- ・ 総合型は本来ならマネジメントのみを行い、施設管理は外部委託しておけばよかったのだが、廉価主義、自前管理に奔走したことでクラブ離れ、会員離れを招いたのではないかと。
- ・ 施設整備については、新設や大改修だけではなく、今ある体育施設のほか、市内小中学校、民間（スポーツクラブ）の施設等を有効的に活用することも手法のひとつと考えられる。
- ・ 多目的グラウンドの設置は、他の事業で市の遊休地利用を図る際、その中で計画し、整備していくことが効率的であると思われる。
- ・ 総合型の立ち上げでは体協、レク協、体指、指導者協議会を母体としてできたが、今や、まったく独立した組織として関係団体との連携も薄れ、一人歩きをしまっている。
- ・ 総合型は中学校区単位が理想。いつの間にか一本化され、地域での組織が難しくなった。

第2回小委員会

日時：平成20年10月8日（火）午後7時～9時 場所：名張市役所2階庁議室

基本的施策の見直し案の作成について

基本的施策

1. スポーツに親しむ環境づくりについて

(1) スポーツ活動推進体制の整備

- ・ 総合型は、中央ブロックの組織は充実してきたが、小中学校区単位での組織については市内全域での設立には至っていない
- ・ 総合型は本来、地区別の組織ができ、それらの集合体として中央ブロックがあるというのが理想であるが、現状は中央ブロックでの活動が中心となっている。将来的には各地区での設立を目標にすることになるが、現状を認識した上で、名張市における総合型地域スポーツクラブのあり方も含めて検討していく必要がある。
- ・ インターネット活用による情報提供は、発信が中心となっているが、今後、それらの充実とあわせて、受信サービスの拡大も図っていく必要がある。
- ・ スポーツ健康都市宣言については、節目の年がタイムリーと考えられるため、名張市の還暦にあたる60周年事業に位置づける。

(2) スポーツ活動の機会提供

- ・ ウォーキングコースマップを今後は、市民の健康づくりはもとより市外、県外にも発信して名張をPRする一つ的手段としての活用も図っていくことが必要である
- ・ 健康増進のみならず、子どもの安全確保、安心して暮らせるまちづくりを目指したコース等、新しいウォーキングコースの設定や、ジョギングコースの整備が求められている。
- ・ 体育・健康フェスタのマンネリ化の傾向は否めず、実施日も含めて規模・内容について再検討しながら、拡大・拡充していくことが求められている。
- ・ トップレベルのプレーを生で見ることは、市民に勇気と感動を与えるだけでなく、競技力の向上にもつながることから、これらの大会を見ることができると同時に連携を図っていく必要がある。
- ・ 企業の積極的なスポーツ活動への参加・参画を働きかけるとともに連携を図っていく必要がある。

(3) 指導者の養成・確保

- ・ スポーツ指導者協議会は機能していない。また、リーダーバンクの活用もされていない。今後は、組織、制度の見直しや効果的な活用が図れるような施策展開望まれる。
- ・ 体育指導委員の公募について検討するのではなく、充実していくためにはどうすればよいかを検討するべきである。

(4) 体育施設の整備充実

- ・ シルバースポーツ大学についてはハード面の整備をするものではないことから、シルバースポーツの普及並びにシルバースポーツ指導者の養成を図るということを(2) スポーツ活動の機会提供、(3) 指導者の養成・確保に新規項目として盛り込むべきと考える。
- ・ 学校のクラブハウスの整備については、総合型地域スポーツクラブの方向性が変わってきたことから必要ないと考える。
- ・ 多目的広場の整備については、美旗方面の市有地についての活用が考えられる。
- ・ 市民プールは老朽化が著しいことから、現施設の改修のほか、民間施設の活用も含めた整備について検討する必要がある。
- ・ ウォーキングコースはマップの作成はされたが、体育施設としてのコース整備には至っていないため検討する必要がある。

- ・ 宿泊研修施設の整備については、少子化による学校の統廃合が今後、進むと考えられることから、空き教室を利用するなどしての整備検討が必要である。

第3回小委員会

日時：平成20年11月18日（火）午後7時分～9時20分 場所：名張市役所2階庁議室

基本的施策の見直し案の作成について（第2回小委員会のつづき）

基本的施策

2. 競技スポーツの推進

（1）体力向上体制の整備

- ・ 「小・中・高の一貫指導の徹底」については、ジュニアを対象としたスポーツ教室等も開設されるようになり着実に進んできている。そんな中においては徹底という表現ではなく推進とするほうが適切と考える。
- ・ 優秀選手制度の表彰については、要綱が設置されており今後も継続していくべきである。

（2）指導者の養成

- ・ リーダーバンクは設置の目的である活用に向けた取り組みが必要となる。
- ・ 公認指導者の養成については、市単独での養成事業は難しいと考えられることから、体協やレク協等が実施する養成事業への参加促進やその支援への取り組みとする。
- ・ 競技大会への派遣助成については、体育協会では規定が整備されているが、市は秘書室での対応ということで市長表敬訪問があれば、県大会であっても激励金を交付しているのが現状であり要綱等の規定は設けていない。新年度までには整理した上で要綱を定めスポーツでの予算化を考えている。中期では助成制度の見直しとする。

（3）競技施設の完備

- ・ 財政状況の変化に伴い、目標を大幅に修正する必要がある。特に中期は最も厳しい時期であり施設整備は難しいことから検討期間とする。
- ・ 市民陸上競技場、市民野球場の改修整備は延伸する方向に変えていく。
- ・ アーチェリー場については浄化センター（いきいき横）もその候補地となるが、下水処理計画の進捗とにらみ合わせての整備を検討していくことになる。
- ・ 市民テニスコートは第1次（G・H・I）第2次（E・F）が完了しているがC・D、A・Bが残っており、これを第3次改修とする。
- ・ 総合体育館については、大規模なメンテナンスを考える前に安全で安心した利用ができることを最優先課題とし、まずは、耐震診断した上で改修の検討をする必要がある。
- ・ 中期で「検討」としたものについては、後期で実現が可能かどうかは別にして、「整備」「改良」として審議会は提唱していくべきと考える。
- ・ 相撲のほかにも名張市であまり行われていない種目（市体協への加盟がない種目）は沢山あ

ることから、相撲場に限った整備ではなく、その他スポーツ施設の整備検討とする（建設の検討ではない）。

- ・ 整備する上ではどうしても財源が伴うわけだが、生み出せるものがないかを含めた検討が必要になる。使用料の見直しや命名権、民間活力導入（PFI）などが考えられる。使用料の見直しにあたっては、指定管理者制度における利用料金制の扱いについて、使用料のすべてを指定管理の中に入れるのではなく一部は施設整備のための基金積み立て的な徴収方法もある。
- ・ 中期では整備計画の策定、後期には実施計画を樹立し、その中で市民・利用者ニーズとも照らし合わせて、順位付けした上での整備を図っていく必要がある。

3. 学校体育・スポーツの充実

（1）学校関係体育団体との連携支援

- ・ 中体連や小体連において取り組まれており、今後も継続した取り組みが必要となる。

（2）体力向上の推進

- ・ 体育的なことだけを掲げているが、食育を中心とした健康面も体力向上には欠かすことができないと考えられる。体育授業となっている表現を保健体育授業とする。
- ・ 体育指導ができる教師数は十分なのか？体育教師の人数や割り振りが学校によって偏りがあるのでは？現場の状況も確認しながら、指導体制の充実を図っていく必要があると考える。

（3）運動部活動の支援

- ・ 休養日の設定については、あえて目標として掲げることではないので削除する。
- ・ 学校の部活動以外で活動する機会も増えてきた現状からすれば、学校に限らずこれらの活動も含めた表現としていく。

名張市スポーツ振興審議会委員

平成 21 年 3 月 1 日現在

名 前	選 出 団 体 名	役 職	小委員会
中 森 博 文	体育協会	会 長	
橋 岡 敬 子	体育指導委員協議会	副 会 長	
叶 俊 文	(学識経験者)		
川 合 滋	レクリエーション協会	小委員会委員長	
北 森 秀 信	スポーツ少年団		
山 本 敦 子	家庭婦人バレーボール連盟		
高 槻 茂 夫	区長会		
福 森 茂 美	小中学校校長会		
古 森 俊 輔	健康づくり推進協議会		
上 森 ツ タ 子	(学識経験者)		

(順不同・敬称略)

資料編

名張市スポーツ振興計画の

「中期以降における懸案施策推進方針の明確化」

推進方針を明確化すべき施策

- 1 老朽化がすすむ体育施設の整備充実について
- 2 競技スポーツの推進について
- 3 生涯スポーツ社会実現に向けての市民意識の喚起について

審議会に諮問する背景にあるもの

本年度は、平成 16 年 9 月に策定された名張市スポーツ振興計画における中期目標の実施開始年（平成 20 年度～23 年度）にあたります。

前期計画（平成 16 年度～19 年度）の実施期間を終えた今、振興計画に示されていたこれまでの主な施策の実施状況の検証と評価を行なうとともに、計画策定以後の名張市の生涯スポーツを取巻く環境の変化を捉えれば、中期目標以降における懸案施策の推進方針を見直さなければいけない状況にあります。

とりわけ、昭和 40～50 年代に建設された体育施設は、30 有余の歳月が経過し老朽化による傷みが激しく、大規模なメンテナンスを必要としています。厳しい市の財政事情があるものの、利用者には安全で安心して活動できる環境を提供することが望まれます。

また、競技施設の整備充実をはかることの背景にスポーツ選手の育成が深く関わることを既に現スポーツ振興計画で指摘しています。競技スポーツにおいては、ジュニア期から適正な基礎体力と技術を身につけることやこれに関わる指導者養成の必要性が競技力の向上に結びつくこととされ、その環境を整えることが強く求められているところです。

一般的に、競技スポーツがもたらす効果は、市民のスポーツへの関心を高めることだけにとどまらず、地域の活性化を生みだし、ひいては経済活動に影響を与え、貢献するとも言われています。

体育施設を有効に活用することにより財源の確保や競技力向上という付加価値が生まれるような施設整備となり、その整備計画とリンクした生涯スポーツの具体的な推進方針を明らかにお示しできる中期以降のスポーツ振興施策を策定する必要があると考えています。

なお、新しい名張市総合計画を上位計画と捉えていることから、平成 27 年度を最終年度とした計画の見直しを行なわなければなりません。

スポーツ振興審議会への今回の諮問内容について

審議期間 : 平成 20 年 7 月下旬 ~ 平成 21 年 6 月下旬まで

諮問事項 : テーマ「中期目標以降の懸案施策の見直し」

概略 : 名張市スポーツ振興計画は、平成 16 年 9 月策定のため昨今の名張市の生涯スポーツを取巻く環境の変化から、当時の内容のままでは目標達成が困難なものや、表現上不具合なものなどが見受けられます。このため、中期財政見通しなど行財政事情のうえからも無理のない、名張市の実状に即した施策推進がはかれる事業計画の策定を行いたいと考えています。

このことから、審議会の皆さまには、スポーツ振興計画にある中期目標以降の懸案施策の見直しを目的といたしましたご審議をお諮り申し上げます。またご審議の中で、スポーツ施策全般へのご意見や新規事業のご提案も加えていただく余地も十分あるかと存じまのでよろしくお願い申し上げます。

なお、本年度が中期目標初年度となっておりますことから、懸案施策の中で早急な事業展開を必要とするものがでてまいりました折には、平成 21 年 1 月中旬をめどに中間答申、あるいは審議会からの意見書の提出をいただければ幸いです。

小委員会等の設置 :

諮問内容に経営者感覚や財政事情などを必要とする具体的案件に及ぶことも想定されますことから、有識者を招聘した学習会の開催や、小委員会を設置いただくことを可能といたしたいと考えています。

答申期限 : 平成 21 年 6 月 30 日 (火)

改訂版振興計画の策定 : 平成 21 年 8 月、重要施策調査特別委員会に報告予定。

予算措置 : 平成 21 年 10 月の 22 年度当初予算要求以降。

諮問の背景にあるもの :

名張市スポーツ振興計画の「中期以降における懸案施策推進方針の明確化」

Ⅲ 基本理念

1. スポーツの意義

平成 12 年 9 月に策定された国のスポーツ振興計画に示されているとおり、スポーツは次のような社会的意義を有しています。

● スポーツは文化

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものにするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つであり、市民が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有しています。

● 心身の健康に大きな効用

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえたとともに、爽快感や達成感などの精神的充足や楽しさ、喜びをもたらし、さらには体力の向上や精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防、介護予防、心身の両面にわたる健康の保持増進など、大きな効用があります。特に、高齢化の進展や生活の利便化により体を動かす機会の減少が予想される 21 世紀の社会において、市民が生涯にわたりスポーツに親しむことができる豊かな「スポーツライフ」を送ることは大きな意義があります。

● 地域社会の活性化

スポーツを通して、子どもから高齢者まで地域住民が世代を超えて交流を深めていくことは、住民相互の新たな連帯を促進するとともに、住民が一つの目標に向い共に努力し達成感を味わうことや地域に誇りと愛着を感じることにより、人間関係の希薄化などの問題を抱えている地域社会の再生につながるなど、地域社会の活性化に大きな役割を果たすことが期待されます。

● 青少年の健全育成

スポーツは、青少年の心身の健全な発達を促すものであり、特に自己責任やフェアプレイ精神の育成のほか、仲間や指導者との交流を通じたコミュニケーション能力の育成、豊かな心と他人に対する思いやりの育成、さらに精神的ストレスの解消による心の安定、多様な価値観を認め合う機会を与えるなど、青少年の健全育成に大きな効果が期待できます。

2. 基本目標

スポーツは、生涯にわたり心身ともに健全な生活を営むうえで不可欠なものと認識され、ますます重要性が高まっていくものと考えられます。

今後、市民が生涯を通じて欠くことのできない文化の一つとして、スポーツを生活の中に定着させることや健康的な生活を営むためにスポーツに取り組むことが必要となります。

このようなことから、基本目標を「だれもがいきいきと輝く生涯スポーツのまちづくり」とし、市民一人ひとりがスポーツをする楽しみや見る楽しみ、支援する楽しみなど、それぞれのライフスタイルに応じて思い思いに、主体的に営むスポーツ活動を基本としながら、市民だれもが生涯を通じて気軽にスポーツを楽しむことができるような豊かな生涯スポーツ社会の実現を目指します。

3. 施策の方向と体系

基本目標を実現するため、(1)スポーツに親しむ環境づくり(2)競技スポーツの推進(3)学校体育・スポーツの充実の三つを基本方針として掲げ、各種施策を計画的に展開します。

(1) スポーツに親しむ環境づくり

国の目標値と同様に、成人の週 1 回以上のスポーツ実施率50%を目指して①スポーツ活動推進体制の整備充実②スポーツ活動の機会提供③指導者の養成・確保④体育施設の整備充実の施策を進め、市民のだれもがいつでもどこでもいつまでもスポーツが楽しめる環境づくりに努めます。

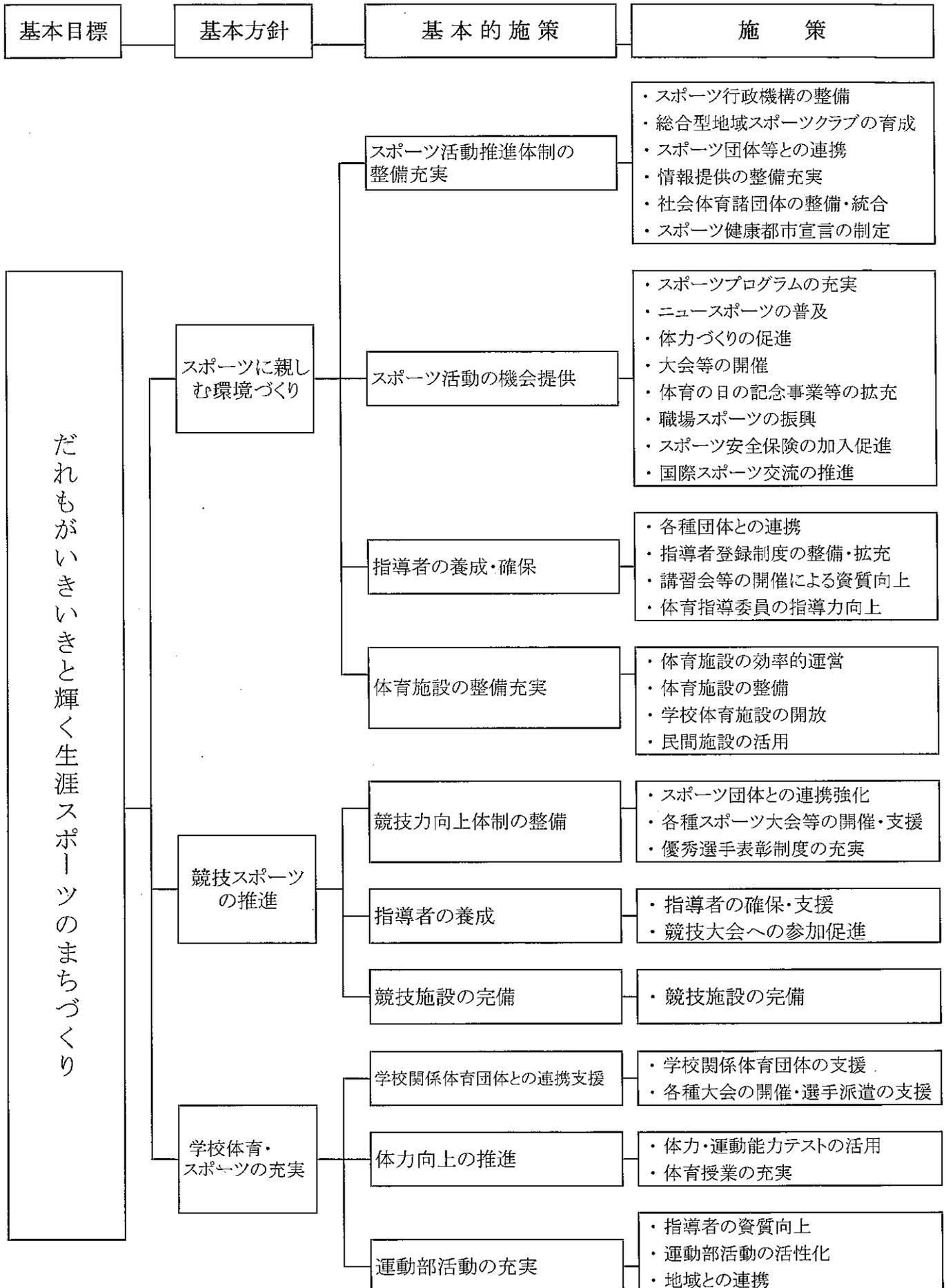
(2) 競技スポーツの推進

市民の競技スポーツへの興味・関心をさらに高め、夢と感動を与えてくれる全国規模のレベルの高い大会を招致するとともに、スポーツ関係団体等との連携のもと一貫した指導體制の整備やスポーツ医・科学体制の整備を図ります。また、県大会や東海大会が開催できる競技施設の整備に努め、競技力の一層の向上を図ります。

(3) 学校体育・スポーツの充実

体育の授業や運動部など学校教育活動を通じ、児童生徒に運動やスポーツの楽しさ、喜びを体験させるとともに、児童生徒の体力・運動能力の向上を図ることにより、生涯にわたるスポーツライフの基礎を培うものとして、学校体育の一層の充実に努めます。

4. 施策の体系



IV 基本的施策

1. スポーツに親しむ環境づくり

(1) スポーツ活動推進体制の整備充実

① スポーツ行政機構の整備

効率化の観点と公共性・公益性の確保に留意しつつ、体育施設の管理やスポーツ教室・大会等の企画運営を、住民参加型行政の一環として、法人格をもった団体への民間委託化を推進します。

また、生涯スポーツの振興や競技力の向上を支援するための資金確保についても検討します。

② 総合型地域スポーツクラブの育成

地域において、子どもから高齢者までが競技レベルに関係なく好きな種目を楽しむことができるよう、地域住民の自主的な運営による総合型地域スポーツクラブの育成に取り組みます。

また、学校体育施設を総合型地域スポーツクラブの拠点施設として安定的に使用できるよう、クラブハウスの確保や施設の改修などの環境整備に努めます。

【補足説明】

ア. 総合型地域スポーツクラブの必要性

わが国は、学校と企業を中心にスポーツが発展してきました。このため、地域のスポーツクラブを中心にスポーツ活動が行われているヨーロッパ諸国などと異なり、学校を卒業後はスポーツに親しむ機会が極端に減少する傾向があります。

市民のだれもが、生涯にわたりスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するためには、「いつでも」「だれでも」「いつまでも」各自の興味・関心・目的に応じてスポーツが親しめる「総合型地域スポーツクラブ」の育成が必要です。

このことは、学校週5日制時代における子ども達のスポーツ活動の受け皿ともなり、さらには地域の連帯意識の高揚や世代間交流など、地域社会の再生・活性化に寄与するものです。

イ. 総合型地域スポーツクラブの特徴

総合型地域スポーツクラブは、地域住民が主体的に運営するスポーツクラブとして、子どもから高齢者まで、だれもが参加することのできる総合的なスポーツクラブであり、次のような特徴を有しています。

- ・ 複数の種目が用意されている。
- ・ 子どもから高齢者まで、また、初心者からトップアスリートまで、地域のだれもが年齢、興味・関心や技術・技能レベル等に応じていつでも活動できる。
- ・ 活動の拠点となる運動施設やクラブハウスがあり、定期的・継続的なスポーツ活動を行うことができる。
- ・ 質の高い指導者のもと、個々のスポーツニーズに応じたスポーツ指導が行われる。
- ・ 以上のようなことについて、地域住民が主体的に運営している。

③ スポーツ団体等との連携

体育協会、レクリエーション協会などのスポーツ関係団体の活動を支援するとともに、団体相互の連携を密にし、役割分担を図りながら、高齢者や障害者のスポーツ振興を含めて生涯スポーツ推進体制の充実に努めます。

また、スポーツ関係団体や学校関係団体などの代表、学識経験者などで構成するスポーツ振興審議会の運営を充実し、スポーツ振興計画に掲げている各種施策が円滑に推進されるよう努めます。

④ 情報提供の整備充実

市広報紙による情報提供のほか、新聞や情報誌、テレビ、ラジオ等のメディアや、インターネットのホームページを活用するなど、市民がスポーツ施設やスポーツ教室、指導者、スポーツイベントなどの多種多様な情報をより容易に入手できるよう、情報のネットワーク化を推進します。

⑤ 社会体育諸団体の整備・統合

近年の体育・スポーツの大衆化に伴い、体育協会などの団体に所属しない青少年や女性、高齢者などのスポーツ愛好者が急増しています。

これら組織に属さないスポーツ愛好者が積極的かつ継続的に活動ができるよう、施設利用の調整や指導者の派遣、さらにはクラブの紹介や自主的なクラブ結成への働きかけなどを行い、体育協会やレクリエーション協会等への加入促進を図ります。

⑥ 「スポーツ健康都市宣言」の制定

生涯スポーツ社会の実現を目指して、「スポーツ健康都市宣言」の制定を行います。

《主な施策の方向性》

期	前期 (平成16年度～19年度)	中期 (平成20年度～23年度)	後期 (平成24年度～27年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・体育施設の民間委託 ・スポーツNPOの認証支援 ・総合型地域スポーツクラブ創設支援 ・モデル地区指定の実施 ・インターネット活用による情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ振興基金の創設検討 ・スポーツ健康都市宣言 ・総合型地域スポーツクラブの拡充とクラブハウスの整備促進 ・インターネット活用による情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ振興基金の創設 ・総合型地域スポーツクラブの拡充とクラブハウスの整備促進 ・インターネット活用による情報の提供

(2) スポーツ活動の機会提供

① スポーツプログラムの充実

市民のだれもがスポーツを楽しめる機会を提供するために、市民ニーズに対応したスポーツ教室を開催するほか、学校週5日制に対応し、子どもも楽しめるスポーツプログラムを提供します。また、既存のスポーツ教室、講習会に検討を加え、市民の継続的活動に結びつくよう、複数種目のスポーツ教室を開催するなど、魅力あるスポーツプログラムの提供に努めます。

② ニュースポーツの普及

普段、スポーツをする機会の少ない高齢者を主な対象として、だれもが気軽に楽しめる地域でのニュースポーツの普及を市の関係室と連携しながら進めます。

③ 体力づくりの促進

豊かな自然に恵まれた本市の地域性を生かして、市民が気軽に参加できるウォーキングやジョギングコースの設定を行い、その活用によるスポーツイベントなどを開催することにより、市民の体力づくりや健康増進の促進に努めます。

④ 大会等の開催

市民だれもが気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション活動の促進を図るため、市民主導型の運営を基本とするスポーツ・レクリエーション大会等を開催します。

また、全日本選手権大会や実業団リーグなどの大会を誘致して、市民に感動を与える「見るスポーツ」の推進を図ります。

⑤ 体育の日の記念事業等の拡充

体育協会やレクリエーション協会等と連携しながら、「体育の日」の記念事業である体育・健康フェスタの開催など、市民が身近にスポーツの体験を通して、その大切さを知ることができるよう、市民がスポーツに親しめる機会の拡充に努めます。

⑥ 職場スポーツの振興

事業所との情報交換を積極的に行い、市のスポーツ事業への参加を促進します。また、企業の運動施設の充実や地域への開放など、地域におけるスポーツ活動に対する積極的な協力を要請していきます。

⑦ スポーツ安全保険の加入促進

市民が安心してスポーツが親しめるよう、万が一の事故に備えて、スポーツ安全保険への加入促進に努めます。

⑧ 国際スポーツ交流の推進

友好交流都市中国蘇州市等とのスポーツ交流を積極的に推進します。

《主な施策の方向性》

期	前期 (平成16年度～19年度)	中期 (平成20年度～23年度)	後期 (平成24年度～27年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・主催スポーツ教室の精査検討 ・ニュースポーツの導入 ・ウォーキングコースマップの作成 ・総合型地域スポーツクラブの大会等への参入検討 ・体育・健康フェスタの拡充 ・実業団リーグ等の誘致 ・企業スポーツ連絡会結成への検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・主催スポーツ教室の充実と定着化 ・ニュースポーツの啓蒙奨励 ・ウォーキングコースマップの活用 ・総合型地域スポーツクラブの大会等への参入・協力・連携 ・体育・健康フェスタの拡充 ・実業団リーグ等の誘致 ・企業スポーツ連絡会の設立準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・主催スポーツ教室の充実と定着化 ・ニュースポーツの活性化 ・ウォーキングコースマップの活用 ・総合型地域スポーツクラブの大会等への参入・協力・連携 ・体育・健康フェスタの拡充 ・実業団リーグ等の誘致 ・企業スポーツ連絡会の設立

(3) 指導者の養成・確保

① 各種団体との連携

市民の多様なスポーツニーズに応えるため、スポーツ・レクリエーション団体等と

連携を図りながら、スポーツ指導者の発掘と養成、活用に努めます。

また、スポーツ指導者の資質の向上や指導者間の交流を図るため、日本体育協会公認指導者や日本レクリエーション協会公認指導者を一同に集めた、スポーツ指導者協議会の拡充を図ります。

② 指導者登録制度の整備・拡充

スポーツの専門的な知識を有する指導者を必要としている市民やスポーツ団体に、適切に対応できる体制づくりを推進するため、スポーツ指導者の養成・確保に努めるとともに、既存の指導者登録制度であるスポーツリーダーバンクを整備・拡充し、その活用を図ります。

③ 講習会等の開催による資質向上

スポーツ指導者を対象に、講習会等を開催するほか、県が開催する指導者養成講習会への参加を促進するなど、スポーツ指導者の発掘と資質の向上に努めます。

④ 体育指導委員の指導力向上

体育指導委員の委嘱にあたっては、地域のスポーツ振興に熱意のある人材登用を進めるため、各地区からの推薦に加えて、公募による選任方法を検討します。

また、従来の実技指導だけではなく、体育指導委員が地域住民と行政など関係機関との調整役として、総合型地域スポーツクラブの育成など、広く地域のスポーツ振興を担う人材として、その充実に努めます。

さらに、三重県等が開催する指導者養成講習会への参加、研修会の開催などを通じて、主にニュースポーツを中心とした体育指導委員の指導力向上を図ります。

《主な施策の方向性》

期	前期 (平成16年度～19年度)	中期 (平成20年度～23年度)	後期 (平成24年度～27年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ指導者の発掘と養成 ・スポーツ指導者協議会の拡充 ・スポーツリーダーバンクの整備充実と効果的活用 ・スポーツ医科学講習会などの研修事業の充実 ・体育指導委員の充実と公募の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ指導者の発掘と養成 ・スポーツ指導者協議会の拡充 ・スポーツリーダーバンクの整備充実と効果的活用 ・スポーツ医科学講習会などの研修事業の充実 ・体育指導委員の公募 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ指導者の発掘と養成 ・スポーツ指導者協議会の拡充 ・スポーツリーダーバンクの整備充実と効果的活用 ・スポーツ医科学講習会などの研修事業の充実 ・体育指導委員の公募

(4) 体育施設の整備充実

① 体育施設の効率的運営

体育施設は、体育協会やレクリエーション協会などの利用団体との連携を図りながら、市民が利用しやすい効率的な施設運営に努めます。

② 体育施設の整備

既存の体育施設の改良・改修を行い、長寿命化を図るとともに、既存の社会施設や公共施設の未利用地、公園や河川敷地などの活用により、市民がいつでも気軽に運動やスポーツに接することができる多目的広場の整備を図ります。

また、青少年が宿泊し研修できる施設を民間活用など多様な整備手法の検討により整備を図ります。

街灯の設置、距離や時間などの標識板の設置、河川敷地や中山間地を利用してのウォーキングコースなどを整備し、市民の健康づくりとスポーツ活動への動機づけのための機会や場を提供します。

高齢者がいつまでも元気でいられる体力を養い、また、障害の改善や予防が図られ、さらにマスターズなどの大会を目指す人を指導し、かつ、その指導者の養成を行うことができるシルバースポーツ大学の誘致に努めます。

③ 学校体育施設の開放

現在小学校 18 校、中学校 5 校の学校体育施設が市民に開放され、スポーツサークル、スポーツ少年団や各地区住民などのスポーツ活動に広く利用されており、さらに、総合型地域スポーツクラブの拠点として、今後大きな役割を果たすことが期待されていることから、学社融合の視点からも、クラブハウスなどを含めて段階的に学校体育施設や付帯施設の整備充実を図ります。

④ 民間施設の活用

ボーリングやゴルフなどのスポーツ教室は、民間施設を借用し実施しており、今後も、温水プールなども含めて広く市民のスポーツ需要に対応するため、民間活力、民間施設の活用を図ります。

《主な施策の方向性》

期	前期 (平成16年度～19年度)	中期 (平成20年度～23年度)	後期 (平成24年度～27年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォーキングコースなどの実施設計の作成 ・シルバースポーツ大学の誘致準備 ・学校にクラブハウス等の整備充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊研修施設の整備検討 ・ウォーキングコースなどの整備 ・シルバースポーツ大学の誘致 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊研修施設の整備 ・ウォーキングコース周辺環境整備促進 ・学校にクラブハウス等の整備充実 ・多目的広場の付帯設備

<ul style="list-style-type: none"> ・多目的広場予定調査 ・市民プールの改良・整備検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校にクラブハウス等の整備充実 ・多目的広場の整備 ・市民プールの改良・整備 	充実
--	---	----

2. 競技スポーツの推進

(1) 競技力向上体制の整備

① スポーツ団体との連携強化

ジュニア期からの一貫指導を実施するため、県・市体育協会や競技団体、学校関係体育団体、スポーツ少年団、地域のスポーツクラブなどの関係団体との連携を図りながら競技スポーツの競技力向上に努めます。

② 各種スポーツ大会等の開催・支援

市民総合体育大会や各競技団体などが主催するスポーツ大会などの開催を支援します。また、全国規模の高レベルのスポーツ大会の誘致を進め、一流選手のプレーを見る機会の拡充を図り、市民のスポーツへの関心を高めることにより、競技力の向上に努めます。

③ 優秀選手表彰制度の充実

市や体育協会の優秀選手表彰制度のさらなる充実と、被表彰者を多くの市民が祝えるようイベントと併せた式典の開催に努めます。

《主な施策の方向性》

期	前期 (平成16年度～19年度)	中期 (平成20年度～23年度)	後期 (平成24年度～27年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高の一貫指導の徹底 ・市民総合体育大会等の充実 ・全国規模の高レベルの大会の誘致 ・優秀選手表彰制度の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高の一貫指導の徹底 ・市民総合体育大会等の充実 ・全国規模の高レベルの大会の誘致 ・優秀選手表彰制度の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高の一貫指導の徹底 ・市民総合体育大会等の充実 ・全国規模の高レベルの大会の誘致 ・優秀選手表彰制度の充実

(2) 指導者の養成

① 指導者の確保・支援

競技スポーツ指導者の確保や活動支援のため、指導者登録制度の充実に努めます。

② 競技大会への参加支援

国民体育大会や三重県スポーツフェスティバル等への参加の促進を図るため、選手の派遣費の一部助成など、競技者への支援に努めます。

《主な施策の方向性》

期	前期 (平成16年度～19年度)	中期 (平成20年度～23年度)	後期 (平成24年度～27年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツリーダーバンクの見直し ・公認指導者の養成 ・競技大会への派遣助成の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツリーダーバンクの充実 ・公認指導者の養成 ・競技大会への派遣助成の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツリーダーバンクの充実 ・公認指導者の養成 ・競技大会への派遣助成の充実

(3) 競技施設の完備

中央公園内体育施設については、既存施設の改良・整備を行うことにより、県大会や東海大会が開催できる競技施設としての充実に努めます。

また、南町の柔剣道場は老朽化が著しいことから、蔵持町里地内に県大会や東海大会が開催できる武道館を整備します。

《主な施策の方向性》

期	前期 (平成16年度～19年度)	中期 (平成20年度～23年度)	後期 (平成24年度～27年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・武道館の建設 ・市民陸上競技場の改修 ・アーチェリー場の整備検討 ・市民テニスコートの改修 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民野球場の改修 ・アーチェリー場の整備 ・市民テニスコートの改修 ・相撲場の整備検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合体育館の改修 ・相撲場の整備

3. 学校体育・スポーツの充実

(1) 学校関係体育団体との連携支援

① 学校関係体育団体の支援

中学校体育連盟の活動を支援し、連携を図りながら学校体育活動の充実に努めます。

② 各種大会の開催・選手派遣の支援

小・中・高等学校各種大会の開催に係る支援のほか、中学校総合体育大会などへの参加促進を図るため、選手の派遣費の一部助成などに努めます。

《主な施策の方向性》

期	前期 (平成16年度～19年度)	中期 (平成20年度～23年度)	後期 (平成24年度～27年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・学校関係体育団体の運営費助成、連携の強化 ・小・中学校等各種大会開催支援 ・全国大会への選手派遣費に対する助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校関係体育団体の運営費助成、連携の強化 ・小・中学校等各種大会開催支援 ・全国大会への選手派遣費に対する助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校関係体育団体の運営費助成、連携の強化 ・小・中学校等各種大会開催支援 ・全国大会への選手派遣費に対する助成

(2) 体力向上の推進

① 体力・運動能力テストの活用

体力・運動能力テストの実施により、児童生徒の体力を適切に把握し、体力、運動能力の向上に生かします。

② 体育授業の充実

心と体を一体としてとらえる体育授業の充実を通じて、基礎的な体力、運動能力を高めたり、様々な運動に触れて親しんだり、自分に合った運動を選択するなどして、一人ひとりの能力を伸ばし、生涯にわたるスポーツライフの基礎を培います。また、体育の授業のあり方についての研究など、体育授業の充実に努めます。

《主な施策の方向性》

期	前期 (平成16年度～19年度)	中期 (平成20年度～23年度)	後期 (平成24年度～27年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・体力・運動能力テストの実施と活用 ・児童生徒がスポーツに親しめるような体育授業の充実 ・体育授業の充実のための小・中学校の体育研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・体力・運動能力テストの実施と活用 ・児童生徒がスポーツに親しめるような体育授業の充実 ・体育授業の充実のための小・中学校の体育研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・体力・運動能力テストの実施と活用 ・児童生徒がスポーツに親しめるような体育授業の充実 ・体育授業の充実のための小・中学校の体育研究

(3) 運動部活動の支援

① 指導者の資質向上

三重県等が開催する教員対象の講習会への参加を促進し、教員の指導力や資質の向上に努めます。

② 運動部活動の活性化

児童生徒の自主性や主体性を育成し、活動目標や活動計画を具体化させ、やりがいのある運動部活動を推進します。

また、学校5日制の趣旨を踏まえて、学校の実態に応じて土曜日・日曜日などを休養日として設定するなど、ゆとりある運動部活動を推進します。

③ 地域との連携

顧問教師の高齢化や実技指導者の不足を補うため、また、児童生徒の多様なニーズに応えるため、地域の外部指導者の活用を進めるほか、総合型地域スポーツクラブなどとの交流を通して、運動部活動の充実に努めます。

《主な施策の方向性》

期	前期 (平成16年度～19年度)	中期 (平成20年度～23年度)	後期 (平成24年度～27年度)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県等が開催する講習会等への参加促進 ・生徒の自主性による運動部活動の活性化 ・休養日の設定によるゆとりある活動の推進 ・総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団との交流促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県等が開催する講習会等への参加促進 ・生徒の自主性による運動部活動の活性化 ・休養日の設定によるゆとりある活動の推進 ・総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団との交流促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県等が開催する講習会等への参加促進 ・生徒の自主性による運動部活動の活性化 ・休養日の設定によるゆとりある活動の推進 ・総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団との交流促進

社会体育施設の概要

1. 名張中央公園

位 置 名張市夏見2812番地外
総 面 積 269,000㎡
設 置 昭和45年5月1日

名張市総合体育館

- (1) 所在地 名張市夏見2812番地
- (2) 開館年月日 昭和52年9月30日
- (3) 敷地面積 11,050㎡
- (4) 建築面積 4,386.52㎡
- (5) 延床面積 1階 3,977.75㎡、2階 1,701.72㎡
その他 136.20㎡ 計 5,815.67㎡
- (6) 構造 鉄筋コンクリート一部屋根鉄骨造 地上2階建一部3階
- (7) 総工費 8億2,128万円
- (8) 施設内容
 - ア. 主競技場 (床面：桜板張り 45m×35m)
バレーボール3面、バドミントン6面、バスケットボール2面、卓球21台
テニス2面、ハンドボール1面
観客席：1階移動椅子2,100席 2階固定席880席
 - イ. 卓球室 (床面：桜板張り 11m×14m) 卓球5台
 - ウ. トレーニング室 (床面：コンクリート 7m×24m)
 - エ. 付帯施設 事務室、応接室、医務室、指導員室、記録室、ステージ、ミキサー室
ホール、更衣室・シャワー室男女、手洗便所6、身体障害者用便所
器具庫、倉庫、機械室、電気室

主な営繕

- 平成14年度 アリーナ床面改修工事(表面研磨及び樹脂塗装)
- 平成16年度～17年度 アリーナ照明器具改修(安定器の取替)
- 平成17年度 バスケットゴール購入(入替)
- 平成17年度～18年度 外壁改修工事(正面側1、2階壁面、正面階段、障害者用スロープ)
- 平成18年度 空調設備改修(リース方式、アリーナ用冷温水発生装置の取替)
- 平成10年頃から～現在 屋上雨漏り改修(随時)
- 平成20年度 非常用電源装置取替工事

営繕等必要箇所

- 耐震診断 改修計画 補強、改修工事
- 外壁改修(レンガ崩落抑止 1、2階北東側、3階以上)
- 防水(壁内クラック?雨水浸透による雨漏り)

スポーツ振興計画では

- 「競技施設の完備」
- 後期(平成24年度～27年度): 総合体育館の改修

名張市民プール

- (1) 面積 10,344㎡
- (2) 総工費 1億5,002.5万円
- (3) 施設内容

- ア．50mプール：8コース 水深1.2m～1.4m 昭和56年7月竣工
- イ．25mプール：7コース 水深1.14m 昭和44年7月竣工
- ウ．幼児プール：水深0.3m～0.6m 昭和45年3月竣工
- エ．付帯施設：管理棟（更衣室、シャワー室、便所、コインロッカー）昭和55年竣工
日除けテント3ヶ所、洗眼所、機械室2、観客席（500人収容）

主な営繕

- 平成13年度 50mプールサイド平板改修
- ろ過機部品取替え等小修繕（随時）
- 平成18年度まで公認プールの認定（5年更新）を受けていたが、以後は公認申請していない。

営繕等必要箇所

- プールサイド平板改修

スポーツ振興計画では

「体育施設の整備充実」

- 前期（平成16年度～19年度）：市民プールの改良・整備の検討
- 中期（平成20年度～23年度）：市民プールの改良・整備

名張市民テニスコート

- (1) 面積 10,200m² コート数9面
- (2) 竣工費 7,706万円
- (3) 竣工 昭和46年3月（4面） 昭和52年3月（2面） 昭和63年3月（3面）
- (4) 施設内容 全天候型・レイコールドアスファルト乳剤系：4面（A～D）
砂入り人工芝コート：5面（E～I）
照明塔11基（6面分 A～E） 練習板1面、仮設ロッカー、便所

主な営繕

- 昭和57年度 コート表面全面改修（A～Dコート）
- 平成5年度 コート表面全面改修（A～Dコート）
- 平成12年度 コート表面全面改修（E～Fコート）
- 平成14年度 コート表面（砂入り人工芝）改修（G～Iコート）
- 平成17年度 コート表面（砂入り人工芝） 周囲フェンス改修（E～Fコート）
- 平成19年度 周囲フェンス改修（A～Bコート）

営繕等必要箇所

- A～Dコート改修（砂入り人工芝）

スポーツ振興計画では

「競技施設の完備」

- 前期（平成16年度～19年度）：市民テニスコートの改修
H17にEFコート全面改修、H19にABコートフェンス改修
- 中期（平成20年度～23年度）：市民テニスコートの改修

名張市民野球場

- (1) 面積 26,900m² グラウンド面積 14,000m²
両翼91.4m センター120m
- (2) 総工費 1億1,344万円
- (3) 竣工 昭和53年3月
- (4) 施設内容 外野芝張、スコアボード、バックスクリーン、バックネット、ダッグアウト、周囲フェンス（ブロック積一部金網フェンス設置） サブグラウンド

サッカーコートとして使用可能

(5) 観客収容人員 10,000人(メインスタンド1,500人)

主な営繕

平成10年度、平成17年度 バックスクリーン塗装
平成12年度 外野芝張替え

営繕等必要箇所

バックスクリーン改修、ラバーフェンス改修、黒土入替、排水(暗渠)

スポーツ振興計画では

「競技施設の完備」

中期(平成20年度~23年度):市民野球場の改修

名張市民陸上競技場

(1) 面積 22,260㎡(競技場19,100㎡、フィールド10,060㎡)

(2) 総工費 9264.9万円

(3) 竣工 昭和54年9月

(4) 施設内容 トラック1周400m8レーン(セミアンツーカー走路)、フィールド(山土)
走幅跳・三段跳・棒高跳ピット(全天候型舗装路)、砂場、砲丸投サークル、
円盤投・ハンマー投サークル(周囲金網設置)、走高跳ピット(アンツーカー)
やり投ピット(アンツーカー)照明塔8基、用具庫(陸上競技備品設置)
メインスタンド(放送室、更衣室、便所、多目的便所)

(5) 目的 陸上競技、ソフトボール、サッカー、軽スポーツ等

(6) 観客収容人員 メインスタンド800人

主な営繕

平成14年度までは5年毎(4回)に整備し、4種公認競技場の認定を受けていたが、全天候型競技場に整備されるまでの間は公認申請を見送っている。(陸上競技協会からの要望)

平成17年度 1~2コーナーラインテープ補修

平成18年度 観覧席前側溝整備

営繕等必要箇所

アンツーカー部分整備

スポーツ振興計画では

「競技施設の完備」

前期(平成16年度~19年度):市民陸上競技場の改修

名張市民ゲートボール場

(1) 面積 1,780㎡

(2) 総工費 1,370万円

(3) 竣工 昭和63年3月

(4) 施設内容 ゲートボール場2面(真土)

名張市ターゲット・バードゴルフ場

(1) 面積 3,634㎡

(2) 竣工費 1,825.2万円

(3) 竣工 平成13年3月28日

(4) 施設内容 9ホール(公認コース)パー27(張芝)

その他の施設

名張市勤労者福祉会館	竣 工 昭和52年9月 延床面積 877m ² 構 造 鉄筋コンクリート造2階建
駐 車 場	大駐車場第(1・2・3) 普通車500台・バス5台 テニスコート横駐車場 普通車 45台
児 童 公 園	竣 工 昭和53年3月 敷地面積 2,100m ²
野 外 劇 場 (青年の森)	

2. 薦原公園

(1)面 積	17,000m ²
(2)所 在 地	名張市薦生1789番地外
(3)総 工 費	1億2,000万円
(4)竣 工	昭和62年10月
テニスコート	
(1)面 積	1,280m ²
(2)施設内容	全天候型 テニスコート2面
ソフトボール場	
(1)面 積	4,950m ²
(2)設 備	ソフトボール場1面 両翼70m
ゲートボール場	
(1)面 積	1,065m ²
(2)設 備	ゲートボール場2面
付帯施設	
	管理棟(事務所・便所)、児童広場・遊戯広場(1,130m ²)、駐車場(20台)

3. つつじが丘公園

(1)面 積	34,577.41m ²
(2)所 在 地	名張市つつじが丘南5番町31番地の2外
(3)総 工 費	1億8,049.2万円
(4)竣 工	平成元年3月(テニスコート、ゲートボール場) 平成6年3月(運動場、グラウンドゴルフ場)
テニスコート	
(1)面 積	1,276.50m ²
(2)施設内容	全天候型 テニスコート2面
ゲートボール場	
(1)面 積	864m ²
(2)施設内容	ゲートボール場1面
運動場	
(1)面 積	13,610m ²
(2)施設内容	グラウンド(サッカー、ソフトボール等)
グラウンドゴルフ(パターゴルフ)場	
(1)面 積	3,410m ²
(2)施設内容	パターゴルフ9ホール
付帯施設	
	管理棟(事務所・便所)、児童公園・芝生公園・休憩広場(3,700m ²)、駐車場(60台)

4 . 八幡 2 号公園運動場

- (1) 所在地 名張市八幡 1 3 0 0 番地の 3 2
- (2) 総 工 費 7 , 9 5 0 万円
- (3) 竣 工 平成 3 年 3 月
- (4) 面 積 1 3 , 4 3 7 . 0 2 m²
- (5) 施設内容 グラウンド 9 , 0 0 0 m² (ソフトボール 2 面、サッカー 1 面)
照明塔 7 基、駐車場 (3 6 台) 便所、倉庫

5 . 名張市柔剣道々場 (平成 1 8 年 7 月 3 1 日で利用終了)

- (1) 所在地 名張市南町 8 2 8 番地
- (2) 敷地面積 7 4 0 m²
- (3) 建築面積 5 0 1 m²
- (4) 総 工 費 1 , 3 2 9 . 5 万円
- (5) 竣 工 昭和 4 5 年 1 月
- (6) 設 備 剣道 1 面 2 0 5 m² 柔道 1 面 1 8 5 m² (9 8 畳)
- (7) 付 帯 設 備 指導員室、更衣室、便所

6 . 名張市武道交流館いきいき

- (1) 所在地 名張市蔵持町里 2 9 2 8 番地
- (2) 総 工 費 1 , 4 9 9 , 4 5 . 5 万円
- (3) 竣 工 平成 1 8 年 8 月
- (4) 面 積 1 4 , 9 5 1 . 0 7 m²
- (5) 施設内容 武道館の主な施設
 - * 道場は、柔道・剣道等の単独使用の場合、最大 4 面を確保
 - 第一道場 (剣道・空手道等) 2 面
 - 第二道場 (柔道) 2 面
 - 指導員室 / 審判控室
 - 弓道場 5 人立
 - 観覧席 (2 0 0 人収容、車椅子スペースあり)交流館の主な施設
 - 市民交流室 / まちづくり活動室 / 会議室 (1) / 会議室 (2) / 工芸室
 - 料理教室 / 多目的ホール / 和室 / 健康トレーニング室 / 男女更衣室及び
 - シャワー室 / 管理事務室付帯施設
 - 駐車場 : 普通車用 1 4 1 台、身体障害者用 3 台、自転車用 6 0 台
 - 臨時駐車場 (名張川河川防災ステーション)
: 大型バス 3 7 台、普通車用 2 9 台

その他 営繕等必要箇所

- ・ 中央公園大駐車場、園内道路の舗装改修及びライン復旧
- ・ 中央公園園内フェンス改修
- ・ 中央公園園内高木伐採・剪定
- ・ 中央公園園内階段補修又は撤去 等

